

○ 公益法人関連事業評価書要旨

1 委託・推薦等に係る事務・事業

番号	事業の名称	事業内容	関連公益法人の名称	評価結果の概要（事務・事業の必要性）
1	食品等の命令検査 (委託)	食品衛生法に不適格の蓋然性が高いと判断される食品等について、国内で製造された食品については都道府県知事の、輸入食品については厚生労働大臣の命令により、製造者又は輸入者自らの費用負担で、厚生労働大臣の登録を受けた法人等により検査が実施されることとなっている。	(財) 日本食品分析センター (財) 日本冷凍食品検査協会 (社) 日本食品衛生協会 (財) 食品環境検査協会 (財) 化学技術戦略推進機構 (財) 日本穀物検定協会 (財) 日本乳業技術協会 (社) 菓子総合技術センター (社) 日本海事検定協会 (財) 新日本検定協会 (財) マイコトキシン検査協会 (財) 畜産生物科学安全研究所 (社) 日本油料検定協会 (財) 山口県予防保健協会	年々輸入食品の届出件数が増加する中で、引き続き、命令検査の実施により食品の安全性を確保することは必要であるとともに、登録検査機関が検査業務を実施することで、検査体制の拡充・整備、命令検査を含む食品等の検査制度の円滑な運用を図っていく。 なお、平成 15 年の食品衛生法改正により、指定検査機関から登録検査機関制度に移行（平成 16 年 2 月施行）したことで、公益法人のみではなく、民間の検査機関も登録検査機関の対象となったところである。
2	食品衛生管理者資格認定講習会 (推薦)	食品衛生法では、添加物製造業、食肉製品製造業者等は、その製造又は加工工程を衛生的に管理させるため、営業施設ごとに専任の食品衛生管理者を設置しなければならないこととしており、その資格を取得する方法の一つとして、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了することとしている。	(社) 日本食品衛生協会	本講習会は、食品衛生管理者になるための門戸を広げるばかりではなく、食品等事業者が食品の安全性を確保しながら営業を行うことにつながり、国民の健康の保護に資するものであるため、引き続き、本講習会を実施するとともに、登録講習会が講習を行うことにより、効率的な運営を図っていくこととする。 なお、平成 15 年の食品衛生法改正により、指定講習会から登録講習会制度に移行（平成 16 年 2 月施行）したことで、公益法人のみではなく、民間機関が行う講習会も登録の対象となったところである。
3	食鳥処理衛生管理者講習会 (推薦)	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律では、食鳥処理事業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を設置しなければならないこととしており、その資格を取得する方法の一つとして、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了することとしている。	(社) 日本食品衛生協会 (社) 日本食鳥協会	本講習会は、食鳥処理衛生管理者になるための門戸を広げるばかりではなく、食鳥処理事業者が、食肉肉等に起因する危害の発生を防止し、食品の安全性を確保しながら営業を行うことにつながり、国民の健康の保護に資するものであるため、引き続き、本講習会を実施するとともに、登録講習会が講習を行うことにより、効率的な運営を図っていくこととする。 なお、平成 15 年の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の改正により、指定講習会から登録講習会制度に移行（平成 16 年 2 月施行）したことで、公益法人のみではなく、民間機関が行う講習会も登録の対象となったところである。
4	精神保健指定医の研修 (推薦)	措置入院又は医療保護入院の要否、隔離その他の行動の制限の要否等の判定の職務を行うことができる「精神保健指定医」については、当該職務を行うのに必要な知識及び技能を有し、患者の人権に十分配慮した医療を行いうる資質を備えている	(社) 日本精神科病院協会 (社) 全国自治体病院協議会	精神保健指定医の研修制度は、措置入院又は医療保護入院の要否、隔離その他の行動の制限の要否等の判定の職務を行うのに必要な知識及び技能を有し、患者の人権に十分配慮した医療を行いうる資質を備えている人材の確保のために必要不可欠な事業であり、引き続き継続し

		<p>ることが必要であるため、その指定や更新の際（事後）には、原則として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条に定める研修を受けなければならないこととされている。</p> <p>本研修は、厚生労働大臣の登録を受けた登録研修機関において実施されている。</p>		<p>て実施する必要がある。</p> <p>また、本研修制度においては、一定の要件を満たした登録研修機関にこれを行わせることで効率的な実施を確保する一方、本研修の質の確保が図られ、本研修制度の効率的な実施に資するものとなっているとともに、現行の登録研修機関以外の者であっても、同一の条件の下に本研修の実施に参入することが可能である。</p>
5	薬事法施行規則等の規定に基づく試験検査（推薦）	<p>薬局及び医薬品の一般販売業の管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認めて行う医薬品の試験検査については、当該薬局等の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると薬局等の管理者が認めた場合には、厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関（以下「登録試験検査機関」という。）を利用して試験検査を行うことができることとされている。</p> <p>厚生労働大臣による試験検査機関の登録に当たっては、設備、器具、人員等について、一定の基準を満たしていることが要件とされている。</p>	<p>(財) 日本食品分析センター (社) 日本薬業貿易協会 (社) 日本食品衛生協会 (財) 畜産生物科学安全研究所 (財) 食品薬品安全センター (社) 日本油料検定協会</p>	<p>薬局等における医薬品の品質確保を徹底するためには、管理者が必要と認めるものについて医薬品の試験検査を行うことが重要であるが、当該薬局等において試験検査を行うことが困難である場合には、引き続き、当該薬局外において試験検査を実施する必要がある。</p> <p>また、本事業については、設備及び器具、人員等について一定の基準を満たした登録試験検査機関において実施することにより、効率的な運営を図っていくこととする。</p> <p>なお、試験検査機関については、平成16年3月30日より指定制から登録制に移行したところである。</p>
6	医療機器製造業者の責任技術者の資格要件に係る講習会 医療機器修理業者の責任技術者の資格要件に係る基礎講習会及び専門講習会 医療機器販売業者及び賃貸業者の営業管理者の資格要件に係る講習会（推薦）	<p>医療機器（平成17年4月より「医療用具」は「医療機器」と改称。）製造業者及び修理業者の責任技術者並びに販売業者及び賃貸業者の営業管理者になるための要件の一つとして、必要な講習を修了していることとしている。講習においては、責任技術者については薬事法の規定、関連法規、製造管理及び品質管理の基準、不具合報告制度、医療現場における製造業者又は修理業者の役割等の講義となっており、営業管理者については薬事法及び関連法規、流通における医療機器の品質確保、医療現場における販売業者の役割等の講義が行われている。</p> <p>なお、医療機器修理業の基礎講習は、修理業の責任技術者になるために必要な講習会であり、また、医療機器修理業の専門講習は、厚生労働省令で定められている特定保守管理医療機器の修理業の責任技術者になるための要件の一つであり、基礎講習を修了した者が対象である。</p> <p>また、これらの講習については、厚生労働大臣による登録を受けた法人等が実施することとしている。</p>	<p>(財) 医療機器センター (社) 日本ホームヘルス機器協会 (財) 総合健康推進財団</p> <p>※ 医療機器製造業者の責任技術者の資格要件に係る講習会、医療機器修理業者の責任技術者の資格要件に係る基礎講習会及び専門講習会については(財)医療機器センターのみが実施している。</p>	<p>医療機器の製造業者及び修理業者の責任技術者並びに販売管理者及び賃貸管理者の営業管理者については、医療機器の品質確保のための専門的な技術を身に付けさせることが不可欠であるとともに、不具合報告制度等の薬事法上の制度を熟知させる必要がある。このため、今後とも医療機器の安全性確保のため、責任技術者及び営業管理者等の講習会を行っていくとともに、登録講習機関が講習を行うことにより、効率的な運営を図っていくこととする。</p> <p>なお、講習機関については、平成16年4月1日より、指定制度から登録制度に移行したところである。</p>
7	免許試験の実施に関する業務の代行業務（委託）	<p>労働安全衛生法では、事業場における労働者の安全と健康を確保するため、厚生労働省令で定める危険有害業務における一般の労働者の就業を禁止しており、労働者に免許を交付することによって、禁止を解除しているところである。当該免許事務の実施に関しては、厚生労働大臣の指定を受けた(財)安全衛生技術試験協会が業務を代行している。</p>	(財) 安全衛生技術試験協会	<p>事業場における労働者の安全と健康を確保するため、厚生労働省令で定める危険有害業務については、免許試験を実施することにより、当該業務に就くために必要な能力を担保する必要がある。</p> <p>このため、引き続き、免許試験の実施により労働者の安全と健康を確保することは必要であるとともに、指定機関が免許試験事務を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。</p> <p>なお、免許試験については、全国斉一的に適正かつ確実に実施する必要があるが、行政事務の効率的運営の観点から、その遂行能力のある法人を指定し、事務の代行を行わせることとしている。</p>

8	労働安全・衛生コンサルタント試験の実施に関する代行業務 (委託)	労働安全衛生法では、事業場における労働者の安全と健康を確保するため、事業場の安全及び衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの試験について規定している。当該試験の実施に関する事務（合格者の決定に関する事務を除く）に関しては、厚生労働大臣の指定を受けた（財）安全衛生技術試験協会が業務を代行している。	（財）安全衛生技術試験協会	事業場における労働者の安全と健康を確保するため、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントには、事業場の安全又は衛生についての診断及びこれに基づく指導をなし得るだけの高度な専門知識・経験が求められ、国家試験によってその能力を担保する必要がある。このため、引き続き、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験の実施により労働者の安全と健康を確保することは必要であるとともに、指定機関が試験事務を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。 なお、試験事務については、全国斉一的に適正かつ確実に実施する必要があるが、行政事務の効率的運営の観点から、その遂行能力のある法人を指定し、事務の代行を行わせることとしている。
9	労働安全・衛生コンサルタントの登録の代行業務 (委託)	労働安全衛生法では、事業場における労働者の安全と健康を確保するため、事業場の安全又は衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントについて規定している。当該資格を有する者の登録に関する事務に関しては、厚生労働大臣の指定を受けた（社）日本労働安全衛生コンサルタント会が代行している。	（社）日本労働安全衛生コンサルタント会	事業場における労働者の安全と健康を確保するため、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントには、事業場の安全又は衛生についての診断及びこれに基づく指導をなし得るだけの高度な専門知識・経験が求められ、登録制度によってその能力を公証する必要がある。このため、引き続き、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント資格者の登録により資質の確保は必要であるとともに、指定機関が登録事務を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。 なお、登録事務については、全国斉一的に適正かつ確実に実施を行う必要があるが、行政事務の効率的運営の観点からも、その遂行能力のある法人を指定し、登録事務の代行を行わせることとしている。
10	作業環境測定士試験の代行業務 (委託)	作業環境測定法では、労働者の安全と健康を確保するため、一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため作業環境測定を実施することを業とする作業環境測定士の試験について規定している。当該試験の実施に関する事務に関しては、厚生労働大臣の指定を受けた（財）安全衛生技術試験協会が業務を代行している。	（財）安全衛生技術試験協会	一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため、作業環境測定士には、デザイン、サンプリング及び分析を行うだけの高度な専門知識・経験が求められ、国家試験によってその能力を担保する必要がある。このため、引き続き、作業環境測定士試験の実施によりその資質を確保することが必要であるとともに、指定機関が試験事務を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。 なお、試験事務については、全国斉一的に適正かつ確実に実施する必要があるが、行政事務の効率的運営の観点から、その遂行能力のある法人を指定し、事務の代行を行わせることとしている。
11	作業環境測定士の登録の代行業務 (委託)	作業環境測定法では、労働者の安全と健康を確保するため、一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため作業環境測定を実施することを業とする作業環境測定士について規定している。当該資格を有する者の登録に関する事務に関しては、厚生労働大臣の指定を受けた（社）日本作業環境測定協会が業務を代行している。	（社）日本作業環境測定協会	一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため、作業環境測定士には、デザイン、サンプリング及び分析を行うだけの高度な専門知識・経験が求められ、登録制度によってその能力を公証する必要がある。このため、引き続き、作業環境測定士資格者の登録によりその資質を確保することが必要であるとともに、指定登録機関が登録事務を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。

				<p>なお、登録事務については、全国斉一的に適正かつ確実な実施を行う必要があるが、行政事務の効率的運営の観点からも、その遂行能力のある法人を指定し、登録事務の代行を行わせることとしている。</p>
1 2	<p>作業環境測定士試験合格者等に対する講習の業務（推薦）</p>	<p>作業環境測定法では、労働者の安全と健康を確保するため、一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため作業環境測定を実施することを業とする作業環境測定士について規定している。当該資格を取得するためには、作業環境測定士試験に合格し講習を受けなければならないが、当該講習の実施に当たっては、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた（社）日本作業環境測定協会他4法人が業務を代行している。</p>	<p>（社）日本作業環境測定協会他4法人</p>	<p>一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため、作業環境測定士には、デザイン、サンプリング及び分析を行うだけの高度な専門知識・経験が求められ、国家試験及びその後の講習によってその能力を担保する必要がある。</p> <p>このため、引き続き、作業環境測定士に対する講習を実施することによりその資質を確保することは必要であるとともに、登録講習機関が講習を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。</p> <p>なお、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）を受けて、労働安全衛生法第46条等で登録基準を明確化し、登録要件に該当する機関において適切且つ効率的な講習を行っている。</p>
1 3	<p>あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師試験 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師名簿の登録（委託）</p>	<p>あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの業務は、医師以外の者については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律により、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験又はきゅう師試験に合格してあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿に登録された者のみが行えることとなっている。</p> <p>また、同法において、当該試験の実施及び名簿の登録については、厚生労働大臣の指定を受けた法人に委託できることとしている。</p>	<p>（財）東洋療法研修試験財団</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る試験の実施並びに名簿登録事業は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師制度の適正な運営のため、欠くことのできない必要なものであることから、当該事業は今後とも継続して実施することとする。</p> <p>また、当該事業を効率的に実施する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人に委託することとする。</p>
1 4	<p>柔道整復師試験 柔道整復師名簿の登録（委託）</p>	<p>柔道整復の業務は、医師以外の者については、柔道整復師法により、柔道整復師試験に合格して柔道整復師名簿に登録された者のみが行えることとなっている。</p> <p>また、同法において、当該試験の実施及び名簿の登録については、厚生労働大臣の指定を受けた法人に委託できることとしている。</p>	<p>（財）柔道整復研修試験財団</p>	<p>柔道整復師に係る試験の実施及び名簿登録事業は、柔道整復師制度の適正な運営のため、欠くことのできない必要なものであることから、当該事業は今後とも継続して実施することとする。</p> <p>また、当該事業を効率的に実施する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人に委託することとする。</p>
1 5	<p>言語聴覚士国家試験 言語聴覚士名簿の登録（委託）</p>	<p>言語聴覚士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者であり、免許の取得に当たっては、言語聴覚士国家試験への合格及び言語聴覚士名簿への登録が必要となっている。</p> <p>また、当該試験の実施及び名簿の登録については、厚生労働大臣の指定を受けた法人に委託できることとしている。</p>	<p>（財）医療研修推進財団</p>	<p>言語聴覚士に係る試験の実施及び名簿登録事業は、言語聴覚士制度の適正な運営のため、欠くことのできない必要なものであることから、当該事業は今後とも継続して実施することとする。</p> <p>また、当該事業を効率的に実施する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人に委託することとする。</p>
1 6	<p>義肢装具士国家試験（委託）</p>	<p>義肢装具士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、</p>	<p>（財）テクノエイド協会</p>	<p>義肢装具士国家試験の実施は、義肢装具士制度の適正な運営のため、欠くことのできない必要なものであるこ</p>

		義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者であり、免許の取得に当たっては、義肢装具士国家試験への合格及び義肢装具士名簿への登録が必要となっている。 また、当該試験の実施については、厚生労働大臣の指定を受けた法人に委託できることとしている。		とから、当該事業は今後とも継続して実施することとする。 また、当該事業を効率的に実施する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人に委託することとする。
17	臨床工学技士国家試験 (委託)	臨床工学技士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする者であり、免許の取得に当たっては、臨床工学技士国家試験への合格及び臨床工学技士名簿への登録が必要となっている。 また、当該試験の実施については、厚生労働大臣の指定を受けた法人等に委託できることとしている。	(財) 医療機器センター	臨床工学技士国家試験の実施は、臨床工学技士制度の適正な運営のため、欠くことのできない必要なものであることから、当該事業は今後とも継続して実施することとする。 また、当該事業を効率的に実施する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人に委託することとする。
18	歯科衛生士試験 歯科衛生士名簿の登録 (委託)	歯科衛生士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯牙及び口腔の疾患の予防のため歯科医師の直接の指導の下に行う歯石等の除去及びフッ素等薬物の塗布、歯科診療の補助並びに歯科衛生士の名称を用いて歯科保健指導をなすことを業とする者であり、免許の取得に当たっては、歯科衛生士試験への合格及び歯科衛生士名簿への登録が必要となっている。 また、当該試験の実施及び名簿の登録については、厚生労働大臣の指定を受けた法人に委託できることとしている。	(財) 歯科医療研修振興財団	歯科衛生士に係る試験の実施及び名簿登録事業は、歯科衛生士制度の適正な運営のため、欠くことのできない必要なものであることから、当該事業は今後とも継続して実施することとする。 また、当該事業を効率的に実施する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人に委託することとする。
19	救急救命士国家試験 救急救命士名簿の登録 (委託)	救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者であり、免許の取得に当たっては、救急救命士国家試験への合格及び救急救命士名簿への登録が必要となっている。 また、当該試験の実施及び名簿の登録については、厚生労働大臣の指定を受けた法人等に委託できることとしている。	(財) 日本救急医療財団	救急救命士に係る試験の実施及び名簿登録事業は、救急救命士制度の適正な運営のため、欠くことのできない必要なものであることから、当該事業は今後とも継続して実施することとする。 また、当該事業を効率的に実施する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人等に委託することとする。
20	病院における患者等の食事の提供者認定講習 (推薦)	病院が、患者等に提供する給食の調理業務を委託する場合には、委託先が一定の基準に適合していることが必要であり、当該基準の一つとして、厚生労働大臣が認定した「財団法人医療関連サービス振興会指定患者給食受託責任者資格認定講習」を修了した者等が受託業務の責任者として受託業務を行う場所に置かれていることとしている。	(社) 日本メディカル給食協会	講習のより適切な運営を図るため、特定の講習を必置資格として位置付け、推薦することを、平成17年度限りで廃止したところである。
21	機械等の型式検定の代行業務 (推薦)	労働安全衛生法では、プレス機械又はシャアの安全装置、防じんマスク等については、製造時に構造規格に適合していること等を確認するため、厚生労働大臣による登録を受けた者によって検定を受けなければならないこととしており、安全装	(社) 産業安全技術協会 (社) 日本クレーン協会	国民の生命及び安全への関心が非常に高く、プレス災害の防止、防じんマスクの適切な使用等による石綿による健康障害防止等が重要な行政課題となっている中、プレス機械の安全装置、防じんマスク等が所定の規格を完全に具備しないときには災害又は疾病を発生しやすく重

		置、防じんマスク等のように量産品でサンプルチェックにより安全性が確認できるものについては、型式ごとに検定を行っている。		大な結果を招来する可能性が大きいため、当該機械等が所定の規格を具備するか否かを確認する本制度を継続していく必要がある。なお、実施にあたっては既に検定機関の登録化を行い、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の対応は完了している。
2 2	教習業務 (推薦)	労働安全衛生法では、クレーンの運転のように操作を誤れば周囲の労働者も巻き込む死傷災害をもたらす危険性をもつ業務については、免許を受けた者でなければ就かせるはならない又は就いてはならないとしている。免許を受けるためには、受験者が一定の危険・有害業務を行うにあたっての必要な知識及び技能を有していることが確認される必要があるが、受験者が独学で修得することが困難であることも想定される。このため、受験者の便宜に資する観点から、クレーン等の設備を備え、豊かな知識経験を有する者を配した機関において、一定の教習を修了した者が免許試験における実技試験の免除を受けることができる制度である。	(社) ボイラ・クレーン安全協会 他 1 4 法人	クレーン等を有していない受験者の資格取得の機会を確保するため、本制度を継続していく必要がある。なお実施にあたっては既に教習機関の登録化を行い、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の対応は完了している。
2 3	特定機械等の製造時検査の 代行の業務 (推薦)	ボイラー等の特定機械等のうち特定廃熱ボイラーについては、製造時に当該ボイラーが構造規格に適合していること等を確認するため、厚生労働大臣の登録を受けた者によって製造時等検査を受けなければならないこととしている。	(社) 日本ボイラ協会 (社) ボイラ・クレーン安全協会	国民の生命及び安全への関心が非常に高く、事業場における爆発又は火災が社会的にも注目される中、ボイラーは、構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、製造時においてボイラーが構造規格に定められた安全要件を具備しているか確認し、労働者の安全を確保するため、本制度を継続していく必要がある。なお、実施にあたっては既に検査機関の登録化を行い、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の対応は完了している。
2 4	技能講習 (推薦)	フォークリフトの運転のように操作を誤れば周囲の労働者も巻き込む死傷災害をもたらす危険性又は有害性の高い業務、又は足場の組立てやコンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業のように作業主任者を選任して管理を必要とする業務に従事する者に対し必要な知識・技能を付与し、これらの者が作業の指揮や直接作業に就くことによって労働災害の防止を図る制度である。	(社) 北海道労働基準協会連合会 他 1 7 5 法人	労災保険新規受給者数が連続して増加し年間約 5 5 万人にも上るとともに、一度に多数の労働者が被災する重大災害の発生件数は依然として高い水準で推移している状況の中、フォークリフト等のように、操作を誤れば周囲の労働者を含め死傷災害をもたらす危険性又は有害性の特に高い業務等に従事するための知識・技能を付与し、労働者の安全と健康を確保することが必要であることから、本制度を継続していく必要がある。なお、実施にあたっては既に教習機関の登録化を行い、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の対応は完了している。
2 5	機械等の個別検定の代行の 業務 (推薦)	小型ボイラー又は小型圧力容器等については、溶接など工作上の適否が安全性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、サンプルチェックでは安全性が確認できないものについて個別の機械等ごとに検定を行う必要がある。このため、労働安全衛生法では、製造時に個別の機械が構造規格に適合しているか等を確認するため、厚生労働大臣による登録を受けた者によって検定を受けなければならないこととしている。	(社) 産業安全技術協会 (社) 日本ボイラ協会 (社) ボイラ・クレーン安全協会	国民の生命及び安全への関心が非常に高く、事業場における爆発又は火災が社会的にも注目される中、小型圧力容器等は、溶接等の工作上の不具合等所定の規格を完全に具備しない場合には破裂等の重大な労働災害を惹起する可能性があるため、製造の段階で構造や性能の要件への適合を確認し、労働者の安全を確保するため、本制度を継続していく必要がある。なお、実施にあたっては既に検定機関の登録化を行い、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の対応は完了している。

26	給水装置工事主任技術者試験 (委託)	<p>水道法では、水道事業者が自らの給水区域において、水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該水道事業者が指定した給水装置工事事業者の施行した給水装置であることを供給条件とすることができることとしている。</p> <p>給水装置工事事業者の指定に係る要件の一つとして、事業所ごとに、給水装置工事主任技術試験に合格し、厚生労働大臣が交付する給水装置工事主任技術者免状を有する者のうちから、給水装置工事主任技術者として選任する者を置くことが挙げられている。</p> <p>なお、当該試験の試験事務については、厚生労働大臣の指定を受けた者（指定試験機関）に行わせることができることとしている。</p>	(財) 給水工事技術振興財団	<p>給水装置工事主任技術者試験は、水道水の安全な供給のために必要なものであることから、引き続き実施することとするとともに、当該試験事業を効率的に運営する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人等に試験事務を委託することが妥当である。</p>
27	美容師試験 (委託)	<p>美容業については、美容師法により、美容師試験に合格した美容師のみが行うことができることとしている。</p> <p>また、同法において、当該試験の実施については、厚生労働大臣が指定した者（指定試験機関）に行わせることができることとしている。</p>	(財) 理容師美容師試験研修センター	<p>本試験は、公衆衛生の維持・向上のために必要なものであることから、引き続き実施することとするともに当該試験事務を効率的に運営する観点から、指定試験機関に行わせることとする。</p>
28	理容師試験 (委託)	<p>理容業については、理容師法により、理容師試験に合格した理容師のみが行うことができることとしている。</p> <p>また、同法において、当該試験の実施については、厚生労働大臣が指定した者（指定試験機関）に行わせることができることとしている。</p>	(財) 理容師美容師試験研修センター	<p>本試験は、公衆衛生の維持・向上のために必要なものであることから、引き続き実施することとするともに当該試験事務を効率的に運営する観点から、指定試験機関に行わせることとする。</p>
29	建築物環境衛生管理技術者試験 (委託)	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）では、多数の者が利用する建築物の衛生的環境を確保するため、当該建築物の所有者等に対して、建築物環境衛生管理基準の遵守等を義務付けるとともに、厚生労働大臣が交付する免状を有する者のうちから「建築物環境衛生管理技術者」を選任してその維持管理の監督に当たらせることが義務付けられている。</p> <p>当該免状を受けるには、厚生労働大臣が行う建築物環境衛生管理技術者試験に合格することが必要であるが、当該試験の実施については、厚生労働大臣の指定を受けた者（指定試験機関）に委託できることとされている。</p>	(財) ビル管理教育センター	<p>本試験は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施することとするともに、当該事務を効率的に運営する観点から、指定試験機関に委託して行うこととする。</p>
30	水道水質検査 (推薦)	<p>水道事業者等は、法令（水道法第20条第1項等）に基づき、定期又は臨時の水質検査を行うことが義務付けられている。</p> <p>なお、当該検査は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録水質検査機関）等に委託して行うことができることとしている。</p>	(財) 山口県予防保健協会 (財) 日本環境衛生センター (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター (財) 東海技術センター	<p>水道水の安全性を担保するためには、水道事業者等が水質検査を行うことが重要であるが、当該水道事業者等において自ら検査を行うことが困難である場合には、引き続き、検査能力を有する外部の機関等において検査を実施する必要がある。</p> <p>また、本事業については、検査技術や検査体制について一定の基準を満たした登録水質検査機関において実施することにより、引き続き、効率的な運営を図っていくこととする。</p> <p>なお、水質検査機関については、平成16年3月31</p>

				日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす検査機関であれば、生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。
3 1	簡易専用水道の管理の検査 (推薦)	簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2に基づき、その水道の管理をすることが義務付けられており、その管理について、定期に、同条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者等（登録検査機関）の検査を受けなければならないとされている。	(財) 化学物質評価研究機構 (財) 日本文化用品安全試験所 (財) 関西環境管理技術センター (財) 山口県予防保健協会 (財) 日本環境衛生センター (財) ビル管理教育センター (社) 日本食品衛生協会 (財) 食品薬品安全センター	簡易専用水道の利用者の衛生上の安全を確保するためには、簡易専用水道の設置者が適切に簡易専用水道の管理を行うことが重要であるが、必ずしも全ての簡易専用水道の設置者がその水道の管理に関して専門的な知識と経験を有しているわけではないことから、引き続き、専門的な知識と経験を有する外部の機関等において管理の検査を実施することが必要である。 また、本事業については、専門的な知識と経験を有し、検査体制について一定の基準を満たした登録検査機関において実施することにより、引き続き、効率的な運営を図っていくこととする。 なお、検査機関については、平成16年3月31日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす検査機関であれば、公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。
3 2	建築物環境衛生管理技術者講習会 (推薦)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）では、多数の者が利用する建築物の衛生的環境を確保するため、当該建築物の所有者等に対して、建築物環境衛生管理基準の遵守等を義務付けるとともに、厚生労働大臣が交付する免状を有する者のうちから「建築物環境衛生管理技術者」を選任してその維持管理の監督に当たらせることが義務付けられている。 当該免状を受けるには、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が実施する講習会の課程を修了することが必要とされている。	(財) ビル管理教育センター	本講習会は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施することとともに、当該事業を効率的に運営する観点から、登録講習機関が本講習会を行うこととする。 なお、講習機関については、平成16年3月31日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす講習機関であれば、公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。
3 3	水道技術管理者講習会 (推薦)	水道法では、水道事業者等に対して、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置くことを義務付けており、水道技術管理者となる技能を有する者として認められる方法の一つとして、厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する講習の課程を修了することとしている。	(社) 日本水道協会	本講習会は、水道の技術管理に係る高度な技術・知識を有する水道技術管理者の確保が困難な中小規模の水道事業者等からの要望も高く、適切な水道の管理を確保する上で必要なものであるため、引き続き実施するとともに、登録講習会において講習を行うことにより、効率的な運営を図っていくこととする。 なお、本講習会については、平成16年3月31日より、指定制度から登録制度に移行したところであり、登録基準を満たす講習会であれば、は公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。
3 4	機器の較正 (推薦)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）では、多数の者が利用する建築物の衛生的環境を確保するため、当該建築物の所有者等に対して建築物環境衛生管理基準の遵守等を義務付けている。 建築物環境衛生管理基準のうち、空気環境中の浮遊粉じんの量については、測定する際に厚生労働大臣の登録を受けた者（登録較正機関）により較正された機器等を用いることとされている。	(財) ビル管理教育センター	本事業は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施することとともに、当該事業を効率的に運営する観点から、登録較正機関が本事業を行うこととする。 なお、較正機関については、平成16年3月31日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす較正機関であれば、公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。

35	清掃作業監督者講習及び再講習 清掃作業従事者研修 空気環境測定実施者講習及び再講習 ダクト清掃作業監督者講習及び再講習 ダクト清掃作業従事者研修 貯水槽清掃作業監督者講習及び再講習 貯水槽清掃作業従事者研修 排水管清掃作業監督者講習及び再講習 排水管清掃作業従事者研修 防除作業監督者講習及び再講習 防除作業従事者研修 統括管理者講習及び再講習 空調給排水管理監督者講習及び再講習 (推薦)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)において、建築物清掃業、建築物空気環境測定業等の建築物の衛生的環境の維持管理に係る事業については、一定の要件を満たす事業者は都道府県知事の登録を受け、登録業者である旨の表示をすることができるとされている。登録の要件の一つとして、当該事業の監督者や従事者が建築物衛生法施行規則に規定する以下の各種講習及び研修を修了していることが挙げられており、これらの講習及び研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録講習機関)が行うこととされているところである。	(財) ビル管理教育センター (社) 全国ビルメンテナンス協会 (社) 全国建築物飲料水管理協会 (社) 日本ペストコントロール協会	本事業は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施するとともに、当該事業を効率的に運営する観点から、登録講習機関が本事業を行うこととする。 なお、講習機関については、平成16年3月31日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす講習機関等であれば、公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。
36	健康づくりのための運動指導者が習得した知識・技能の水準についての審査及び証明 (推薦)	厚生労働大臣は、健康づくりのための運動指導者(以下「運動指導者」という。)が修得した知識及び技能の水準についての審査及び証明を行う事業のうち、奨励すべきものを認定することができることとされており(廃止前の「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令」第1条)、(財)健康・体力づくり事業財団(以下「財団」という。)の実施する、健康運動指導士及び健康運動実践指導者に係る講習、試験及び登録事業が当該認定を受けていたところである。	(財) 健康・体力づくり事業財団	本事業のより適切な運営を図るため、平成17年度末をもって、本事業について認定によって国からの推薦を与えることを廃止したところである
37	調理技術に関する審査(委託)	調理師法等に基づき、厚生労働大臣は、調理師について調理技術に関する審査を行い、試験科目に応じた専門調理師の名称を称することができる認定証書を交付することができることとされている。 また、同法において、当該審査に係る事務を、厚生労働大臣が指定する団体に委託することができることとなっている。	(社) 調理技術技能センター	本審査は、食生活の向上及び国民の健康増進のために必要なものであることから、引き続き実施するとともに当該審査事務を効率的に運営する観点から、厚生労働大臣が指定する団体へ委託することとする。

2 第三者分配型補助金等

番号	事業の名称	事業内容	関連公益法人の名称	評価結果の概要(政策的必要性を始めとした合理的理由)
1	育児休業労働者等支援交付金	労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備を推進するため、事業所内の託児施設の設置・運営、代替要員の確保等による育児休	(財) 21世紀職業財団	当該事業は、(財)21世紀職業財団を通じ、職業生活と家庭生活との両立を図りやすい環境の整備のため、各種事業を体系的・総合的に(財)21世紀職業財団に

		<p>業を取得しやすい職場環境の整備、小学校入学前までの勤務時間の短縮等の措置の導入等により、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への給付金の支給を行うとともに、育児・介護等を行う労働者等に対する相談援助、育児等によりいったん退職し、再び職業に就くことを希望する者への再就職準備の支援等の事業を行っている。</p> <p>なお、給付金の支給をはじめ、これらの事業に要する費用については、育児・介護休業法第45条に基づき、同法第36条により指定された(財)21世紀職業財団に対し、相当する金額を交付しているところである。</p>		<p>おいて行うことにより、「育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備すること」という施策目標の達成に大きく寄与していると考えられることから、今後も引き続き実施していくことが適当である。</p> <p>特に、人口減少社会を迎える中、少子化対策としても、また、労働力人口減少への対応としても、企業における両立支援への取組を強力に進める必要があり、給付金の支給による企業への支援は、今後も重要な支援策の1つであるため、引き続き実施することが適当である。</p>
2	政府開発援助インドシナ難民等救援事業	<p>インドシナ難民等が言葉や生活習慣の異なった我が国に定住し安定した生活を営むためには、早期就職により安定した収入を得ることが必要不可欠である。このため、就労支援として、難民定住支援施設に専門の職業相談員を配置し、職業相談・就職指導、職業紹介等を実施している他、インドシナ難民等の就職困難性にかんがみ、これらの者の就職を容易にするため、所要の給付金を支給する事業を実施しているところである。</p>	(財) アジア福祉教育財団	<p>インドシナ難民等に対する定住支援については、国際貢献や人道上の配慮等の観点から、国が取り組むべき重要課題であり、今後とも関係省庁が一体となって実施していくべきものである。こうした中で各種給付金の支給についても、関係省庁連携の下で同財団が総合的に実施している定住支援策の一環として、職業相談・就職指導・職業紹介等と一体的に行うことにより、就職が困難なインドシナ難民等の就職の実現を図るために必要である。したがって平成18年度においても同財団において引き続き実施していくこととしている。</p>
3	血液確保事業等補助金	<p>本事業は、血液製剤によるH I V感染者、二次感染者及び三次感染者について、①エイズ発症前の者への健康管理費用の支給を行うとともに、支給を受けたH I V感染者等から病状の報告を求め、発症予防に役立てるための調査研究を行うものである。②また、エイズ発症者のうち、H I V訴訟において和解が成立した者に対し、エイズ発症に伴う健康管理費用の支給を行うものである。</p> <p>①の事業のうち、健康管理費用の支給については、(財)友愛福祉財団(以下「財団」という。)が独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に委託して行い、また財団がH I V感染者等より病状の報告を受けるとともに、調査研究については、その一部を機構に委託しながら行っている。さらに、②の事業については財団が機構に委託して行っている。</p> <p>なお、これらの事業に関する費用については、本補助金とともに、H I V訴訟に係る関連企業からの拠出によるものである。</p>	(財) 友愛福祉財団	<p>本事業は、H I V訴訟の和解時の確認書において確約された事業であり、血液製剤によるH I V感染者等の福祉の向上を引き続き図る必要があることから、今後も本事業を継続して実施することとする。</p> <p>また、本事業を効率的かつ効果的に実施していくため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。</p>
4	医薬品等健康被害対策事業費補助金	<p>本事業は、①エイズ患者遺族等相談事業として、血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、現在、東京・大阪の2箇所を実施する遺族等相談事業をはじめ、全国各地で遺族等相談会、訪問相談等を行うものである。②また、ヤコブ病サポートネットワーク事業として、脳外科手術において移植されたヒト乾燥硬膜を介して発症したとされるクロイツフェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和を</p>	(財) 友愛福祉財団	<p>本事業は、H I V訴訟の和解時の確認書やその後の恒久対策協議において確約された事業及びC J D訴訟の和解時の確認書において確約された事業であり、血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等、及びクロイツフェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛を緩和し、福祉の向上を図る上で必要なものであることから、今後も継続して実施することとする。</p> <p>また、本事業を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。</p>

		<p>図るために、遺族等を対象とした電話相談等の事業を行うものである。</p> <p>なお、①の事業については、(財)友愛福祉財団(以下「財団」という。)がH I V訴訟原告団(東京・大阪H I V訴訟弁護団)に委託して行っており、②の事業については、財団がヤコブ病サポートネットワークに委託して行っているところである。</p>		
5	高齢者就業機会確保事業費等補助金(ワークプラザ事業)	<p>シルバー人材センター会員の働く拠点として、作業、研修、会議等の用に供する施設であるシルバーワークプラザを市区町村が設置し、シルバー人材センター連合の活動拠点に貸与することを奨励するため、ワークプラザ奨励金を市区町村に対して支給する。(平成17年度末現在の設置箇所数:266箇所)</p> <p>なお、ワークプラザ奨励金の支給に係る事務は、シルバー人材センター連合等を会員とし、シルバー人材センター連合等の事業展開、運営等に関するノウハウを蓄積し、日常的に、都道府県・市区町村及びシルバー人材センター連合等と連携をとっている全国シルバー人材センター事業協会を通じて行っている。</p>	(財)全国シルバー人材センター事業協会	<p>ワークプラザ事業については、「第三者分配型補助金」に該当することから、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)において「ワークプラザの整備目標を設定した上で、目標を達成した時点で廃止する。」とされたため、ワークプラザの設置基準の公開、利用実態の把握、民業圧迫を招かないための措置を講じた上で、平成16年度以降の整備目標を150箇所(うち平成16年度から17年度にかけて21箇所を整備済み)とし、目標を達成した時点で廃止することとしたところであり、平成18年度においても、地域ニーズを踏まえた事業の実施を図っていくこととしている。</p>
6	産業医学助成費補助金	<p>産業医科大学に対する助成を通じて産業医学の振興と産業医の養成・確保を図る。</p>	(財)産業医学振興財団	<p>過労死、メンタルヘルス対策等の新たな課題が発生している中で、これらの疾病の予防対策をはじめとする労働者の健康確保のためには、産業医の必要性が増してきている。このような中、産業医科大学への助成等を通じて専門性の高い良質な産業医を引き続き養成・確保するとともに産業医学についての研究を行うことは不可欠であり、補助を行うことが必要である。</p> <p>なお、同大学に対する助成は、私立大学審議会の示した「経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること」等を満たすことを条件にその設立が認可された経緯から、(財)産業医学振興財団を通じて行っているところである。</p>

3 補助金依存型公益法人

番号	関連公益法人の名称	事業の名称	事業内容	評価結果の概要(政策的必要性を始めとした合理的理由)
1	(財)友愛福祉財団	①血液確保事業等補助金	<p>本事業は、血液製剤によるH I V感染者、二次感染者及び三次感染者について、①エイズ発症前の者への健康管理費用の支給を行うとともに、支給を受けたH I V感染者等から病状の報告を求め、発症予防に役立てるための調査研究を行うものである。②また、エイズ発症者のうち、H I V訴訟において和解が成立した者に対し、エイズ発症に伴う健康管理費用の支給を行うものである。</p> <p>①の事業のうち、健康管理費用の支給については、(財)友愛福祉財団(以下「財団」という。)が独立行政法人医薬</p>	<p>本事業は、H I V訴訟の和解時の確認書において確約された事業であり、血液製剤によるH I V感染者等の福祉の向上を引き続き図る必要があることから、今後も本事業を継続して実施することとする。</p> <p>また、本事業を効率的かつ効果的に実施していくため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。</p>

			<p>品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に委託して行い、また財団がH I V感染者等より病状の報告を受けるとともに、調査研究については、その一部を機構に委託しながら行っている。さらに、②の事業については財団が機構に委託して行っている。</p> <p>なお、これらの事業に関する費用については、本補助金とともに、H I V訴訟に係る関連企業からの拠出によるものである。</p>	
		②医薬品等健康被害対策事業費補助金	<p>本事業は、①エイズ患者遺族等相談事業として、血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、現在、東京・大阪の2箇所で行う遺族等相談事業をはじめ、全国各地で遺族等相談会、訪問相談等を行うものである。②また、ヤコブ病サポートネットワーク事業として、脳外科手術において移植されたヒト乾燥硬膜を介して発症したとされるクロイツフェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、遺族等を対象とした電話相談等の事業を行うものである。</p> <p>なお、①の事業については、(財)友愛福祉財団（以下「財団」という。）がH I V訴訟原告団（東京・大阪H I V訴訟弁護団）に委託して行っており、②の事業については、財団がヤコブ病サポートネットワークに委託して行っているところである。</p>	<p>本事業は、H I V訴訟の和解時の確認書やその後の恒久対策協議において確約された事業及びC J D訴訟の和解時の確認書において確約された事業であり、血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等、及びクロイツフェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛を緩和し、福祉の向上を図る上で必要なものであることから、今後も継続して実施することとする。</p> <p>また、本事業を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。</p>
2	(財)産業医学振興財団	産業医学助成費補助金	<p>産業医科大学に対する助成を通じて産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るとともに、産業医科大学生に対する修学資金の貸与、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施並びに産業医学に関する情報の収集及び提供を行っている。</p>	<p>過労死、メンタルヘルス対策等の新たな課題が発生している中で、これらの疾病の予防対策をはじめとする労働者の健康確保のためには、産業医の必要性が増してきている。このような中、産業医科大学への助成等を通じて専門性の高い良質な産業医を引き続き養成・確保するとともに、産業医学についての研究を行うことは不可欠であり、補助を行うことが必要である。</p> <p>なお、同大学に対する助成は、私立大学審議会の示した「経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること」等を満たすことを条件にその設立が認可された経緯から、(財)産業医学振興財団を通じて行っているところである。</p>
3	(財)介護労働安定センター	<p>①雇用管理改善等援助事業</p> <p>②介護雇用管理支援助成金</p> <p>③介護労働能力開発事業</p> <p>④介護労働者需給サービス事業</p> <p>⑤紹介事業高度化推進事業</p> <p>⑥介護労働力需給調整事業</p>	<p>①介護労働サービスインストラクターや雇用管理コンサルタントによる雇用管理に関する相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、介護事業所における雇用管理担当者を対象として、雇用管理者講習を実施するもの。</p> <p>②介護雇用管理助成金及び介護能力開発給付金の支給を行う。(介護能力開発給付金については平成17年度で廃止)</p> <p>③公共職業安定所長から受講指示を受けた離転職者等を対象にホームヘルパー養成研修等の介護サービス分野の教育訓練を実施する。</p> <p>④企業と介護クーポン運営協議会との提携により、協議会が発行する介護クーポンを利用し、より割安な費用で看護師家政婦(夫)紹介所に登録しているケア・ワーカーから介護等サービス(介護・育児・一時的な病気の際の看護)を受けられるよう、当該看護師家政婦(夫)紹介所に対して助成を行うもの。</p> <p>⑤看護師家政婦(夫)紹介所の紹介によって在宅の要介護者等</p>	<p>介護保険法の改正時の附帯決議をはじめ、各方面から介護労働者の雇用管理改善のための強力な取組を要請されており、その推進のためには、介護労働対策のノウハウのある(財)介護労働安定センターにおいて、本事業を今後も継続して行うことが必要である。</p> <p>なお、介護労働者能力開発事業については、民間教育訓練機関の積極的な活用についても配慮を行うこととする。</p>

			<p>に雇用されるケア・ワーカーが、当該要介護者の在宅介護において介護支援ベッド・車いす等の介護労働補助器具を活用しようとする場合、看護師家政婦(夫)紹介所からの申込みに応じて、当該介護労働補助器具を無償で貸与するもの。</p> <p>⑥短時間・短期間の就労となることの多いケア・ワーカーの常用就労が促進されるよう、家政婦(夫)紹介所がコンピューターによる登録・紹介システムを開発・整備することを支援するとともに、介護分野の職業紹介事業と介護保険サービス事業を行っている家政婦(夫)紹介所が的確な雇用管理を行うことができるよう相談等を行うもの。(当該事業については平成17年度で廃止)</p>	
4	(財) 予防接種リサーチセンター	<p>①予防接種対策費等補助金</p> <p>本事業は、(財) 予防接種リサーチセンター(以下「財団」という。)が実施する①保健福祉相談事業等(予防接種による健康被害者及びその保護者等に対する保健福祉相談、健康被害者家族等講習会、保健福祉相談員に対する講習会等)並びに②啓発普及事業(「予防接種ガイドライン」等の作成・配布による、予防接種従事者及び保護者等に対する予防接種に関する正しい知識の啓発普及)に係る費用の支給を行うものである。</p>	<p>本事業は、国民の健康に大きな影響を及ぼす感染症の発生及びまん延を防止するために必要不可欠なものであることから、今後も継続して実施することとする。</p> <p>また、本事業を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。</p>	
		<p>②衛生関係指導者養成等委託費</p> <p>本事業は、(財) 予防接種リサーチセンター(以下「財団」という。)が実施する予防接種従事者研修事業(予防接種を実施する医師、保健師及び看護師並びに実施主体である都道府県・市町村の担当者に対する、予防接種に関する基礎知識の再教育及び最新知識等についての研修)に係る費用の支給を行うものである。</p>	<p>本事業は、予防接種による事故を未然に防止するために必要不可欠なものであることから、今後も継続して実施することとする。</p> <p>また、本事業を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。</p>	

※ 公益法人関連事業評価書については、平成18年3月31日付け、同年4月28日付け及び同年9月15日付けで総務省あて送付している。